

2021年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：120点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 この問題は、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）による改正後の法律に基づいて出題されている。

(民法)

第1問

2020年8月1日、AはBとの間で、A所有の建物(甲)を月額賃料10万円、弁済期日を毎月末とする条件で賃貸する契約を締結し、甲をBに引き渡した。同月10日、BはCとの間で、甲を月額賃料15万円、弁済期日を毎月末とする条件で賃貸する契約を締結し、甲をCに引き渡した。

現在は2020年11月3日である。BはAに対して10月分の賃料をまだ支払っておらず、CもBに対して10月分の賃料をまだ支払っていない。この場合について、以下の小問(1)から(5)に答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立した問題である。

(配点:60点)

- (1) BC間の賃貸借契約についてAが承諾せず、また、AB間の賃貸借契約を612条2項に基づいて解除もしていない場合、Bは、Cに対して、10月分の賃料の支払を請求することができるか。法的根拠を示して、結論を述べなさい。
- (2) BC間の賃貸借契約についてAが承諾せず、AB間の賃貸借契約を612条2項に基づいて解除した場合、Bは、Cに対して、10月分の賃料の支払を請求することができるか。法的根拠を示して、結論を述べなさい。
- (3) BC間の賃貸借契約についてAが承諾した場合、Aは、Cに対して、BC間の賃貸借契約に基づきCが負担する10月分の賃料の支払を請求することができるか、また、できるとしてその額はいくらになるか。法的根拠を示して、結論を述べなさい。
- (4) 2020年8月5日、AはBC間の賃貸借契約について承諾した。同年10月1日、Aは甲をDに譲渡し、登記も移転した。この場合において、Dは、Bに対して、10月分の賃料の支払を求めることができるか。法的根拠を示して、結論を述べなさい。
- (5) 2020年8月5日、AはBC間の賃貸借契約について承諾した。同年10月1日、Aは甲をDに譲渡し、登記も移転した。この場合において、Dは、Cに対して、甲の明渡しを求めることができるか。法的根拠を示して、結論を述べなさい。

第2問

以下の【事実】を読んで、後記の小問(1)および(2)に答えなさい。なお、本問の解答において、民法95条については検討する必要はない。また、特別法についても検討の必要はない。

(配点：60点)

【事実】

1. Aは、生活資金や家族の入院費用のためにまとまった額の金銭が必要になったため、300万円の借財をしようと考え、その連帯保証を依頼するため、親友のB宅を訪れた。
2. AはBに、「これまで取引のある銀行から300万円を借りたいので、連帯保証人になってもらえないか」と依頼し、Bはこれを承諾した。
3. Aは銀行への同行を求めたがBは用務があったため、AはBに、「それでは自分がBの代理人となってこの連帯保証契約を銀行と締結してよいか」と尋ね、Bはこれを了承した。
4. Aは、市販の連帯保証契約書式の用紙に、債権者欄は空欄のまま連帯保証人の欄に記載するようBに求めた。Bはこれに応じて署名と実印による押印を施し、Aに交付した。さらに、手元にあった印鑑証明書1部もAに交付した。

Aは、この用紙上の記載を、貸主が借主Aとの間で締結する300万円の金銭消費貸借契約上のAの債務をBが連帯保証する旨の契約書となるように整え、貸主の欄は空欄とした。Aはこの用紙(以下、これを「本件用紙」と称する。)をBに見せ、Bはその内容を確認した。

5. これに先立って、すでに数件の借金をしていたAは、これまで取引のある銀行に借財を申し入れても断られるのではないかと懸念しており、Bと共にいくつか銀行を回ってみて借財ができなければ、利息が銀行よりも年利2%高くはなるものの、多重債務者にも金銭の貸付を行っている知人Cからの借財を検討しようと考えていた。しかし、AはB宅を出た後、Bから代理権を授与されたのであるから、最初からCに借財を申し込むほうが早く確実であると考えを改めて、知人C宅へ直行した。
6. AはCに、300万円の貸与を依頼し、親友Bが連帯保証人になることを承諾したことおよび連帯保証契約の締結につきBから代理権を与えられたことを説明した。Cは、依頼に応じることにし、利息を年15%とする金銭消費貸借契約書を作成してAと取り交わし、現金300万円をAに交付した(以下、このAC間の金銭消費貸借契約を「本件消費貸借」と称する)。同時に、Bの印鑑証明書に加え、本件用紙上にBの署名および実印による押印があることも確認したうえで、本件用紙の貸主欄および連帯保証契約の債権者欄に自署・押印を施した。

(民法)

7. Aは、本件消費貸借で定められた弁済期日を過ぎたが、本件消費貸借により生じた債務を弁済することができなかった。そこでCはBに対し、毎日のように連絡を取り、強く弁済を求めている。しかしBは、自分がCに対して義務を負うか否かについて、疑問を持っている。

他方Cは、①連帯保証契約は有効に成立しており、また、②AはBに代理権を授与され、Bの代理人として連帯保証契約を締結したのであるから、Bへの連帯保証契約の履行請求には何も問題がないと考えており、Bに対し訴訟を提起しようとしている。

- (1) 連帯保証契約が有効に成立するための要件を説明し、その説明をふまえて、下線部①が正しいかどうかを検討しなさい。
- (2) 下線部②について、CおよびBはそれぞれ、どのような条文に基づいてどのような主張をするかを説明し、Cの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、本小問の解答においては、下線部①は正しいものと仮定して検討を行うこと。

<出題の趣旨等 2021年度 民法>

[出題の趣旨]

第1問は、小問(1)(2)(3)では建物が転貸借された場合の法関係について、小問(4)(5)ではその賃貸借の対象である建物が譲渡された場合の法関係について、基本的な理解を問うている。

第2問は、小問(1)では連帯保証契約が有効に成立するための要件の理解について、小問(2)では有権代理および表見代理の成否について問うている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

[配点]

第1問(計60点)

小問(1)	5点
小問(2)	10点
小問(3)	5点
小問(4)	25点
小問(5)	15点

第2問(計60点)

小問(1)	20点
小問(2)	40点

合計120点

[採点基準]

・第1問について

小問(1)では、原賃貸人の承諾がなくとも転貸借は有効であることを示す必要がある。小問(2)では、原賃貸借が解除されたとしても、それのみで転貸借が当然に終了するわけではないこと、また民法620条により解除の効力は将来に向かってのみ生じることを示す必要がある。小問(3)では、民法613条1項による賃料請求が可能であり、原賃貸借における賃料額が請求額となることを示す必要がある。

小問(4)では、原賃借人が借地借家法31条の対抗要件を具備していること、したがって民法605条の2第1項により原賃貸人の地位が建物の譲受人に移転すること、移転した建物譲受人が所有権移転の登記を備えているゆえに、民法605条の2第3項により、賃貸人の地位を原賃借人に対抗できることを論じる必要がある。小問(5)では、建物譲受人が明渡しを求める法的根拠を示したうえで、転貸人からの反論において、原賃貸人による転貸の承諾があること、原賃借人による対抗要件の具備があることなどの意味を検討する必要がある。

・第2問について

小問(1)では、特に、連帯保証契約が有効に成立するには書面が必要であることの指摘に加え、本問における「本件用紙」(主債務の債権者の欄が空欄となっている)がそのような書面として認められる

か否かについて、事実関係に即した検討が求められる。保証契約に書面が求められる趣旨を正しく理解し、これをふまえて上記の検討を行った場合は、高く評価される。

小問（2）について、Cは、有権代理の成立（民法 99 条）、また、それが認められないとしても表見代理（民法 110 条）の成立を主張することが考えられる。他方、Bは、無権代理であることを主張し（民法 113 条 1 項）、表見代理に関しては「代理人の権限があると信ずべき正当な理由」（民法 110 条）の存在を否定することが考えられる。以上についての説明、およびCの請求の成否の検討を、有権代理および表見代理の要件に関する正確な知識をふまえ、事実関係に即して行うことが求められる。